

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	法務及び司法行政に関する主な課題
著者 / 所属	光安 陽子 / 法務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	482号
刊行日	2026-3-16
頁	33-44
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260316.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260316.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

## 法務及び司法行政に関する主な課題

光安 陽子

(法務委員会調査室)

1. はじめに
2. 民事法制に関する課題
  - (1) 船荷証券のデジタル化
  - (2) 遺言のデジタル化
  - (3) 成年後見制度の見直し
3. 刑事法制に関する課題
  - (1) 危険運転処罰法の見直し
  - (2) 再審制度の見直し
4. その他

### 1. はじめに

本稿では、令和8年特別会（第221回国会）への提出が見込まれる法律案及び近時、具体的に法制化の動きが予想される法律案の中から、法務及び司法行政に関する主な課題を紹介するものである。

### 2. 民事法制に関する課題

#### (1) 船荷証券のデジタル化

##### ア 経緯

船荷証券は、国際海上物品運送において、運送人が貨物の受取り又は船積みの事実を証明し、運送品引渡請求権を表章する商法上の有価証券である。船荷証券の発行後の運送品引渡請求権の行使又は移転には、船荷証券の所持又は交付を必要とする<sup>1</sup>。近年、商取引において電子的な手段の利用が拡大しているところ、船荷証券の電子化のため、関連する法制の整備をすることは喫緊の課題であると考えられた。

令和3年4月、公益社団法人商事法務研究会において「商事法の電子化に関する研究

<sup>1</sup> 吉田麗子「商法（船荷証券等関係）等の改正に関する要綱案の概要」『ビジネス法務』Vol. 25（2025. 1）4頁

会」が立ち上げられ、同月以降10回にわたり同研究会が開催され、令和4年4月「商事法の電子化に関する研究会報告書―船荷証券の電子化について―」が取りまとめられた。

令和4年2月14日、法務大臣から法制審議会に対し、船荷証券等の電子化に関する諮問（第121号）が発せられた。これを受け、法制審議会商法（船荷証券等関係）部会が設置され、令和4年4月27日から16回にわたり審議を重ね、令和6年8月21日、要綱案が取りまとめられた。この要綱案は、令和6年9月9日、法制審議会総会において原案どおり決定され、同日、「要綱」として法務大臣に答申された。

## イ 要綱の概要<sup>2</sup>

### （ア）電子船荷証券記録

電子化された船荷証券の名称を「電子船荷証券記録」とし、電子船荷証券記録とは、船荷証券に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）のうち、特定情報処理システム（後記（イ））において作成され、及び管理されたものであって、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該電磁的記録が運送人又は船長の作成に係るものであること確実に示すことができる措置がとられているものをいうものとする。

### （イ）特定情報処理システム

特定情報処理システムとは、電子船荷証券記録を作成し、及び管理するために用いられる情報処理システムであって、電子船荷証券記録の支配（後記（ウ））及び電子船荷証券記録の提供（後記（エ））に係る事項を適正かつ確実にを行うために必要な技術的措置がとられているものをいうものとする。

この点、電子船荷証券記録の利用に関して最も本質的な要素は、電子船荷証券記録の支配（後記（ウ））と電子船荷証券記録の提供（後記（エ））であると考えられるため、特定情報処理システムの基本的な要件となる「技術的措置」がとられる対象を「電子船荷証券記録の支配及び電子船荷証券記録の提供に係る事項」とすることとしている。また、電子船荷証券記録の支配や電子船荷証券記録の提供は、運送品に係る権利義務関係に影響するものであるため、「適正」性を求めるとともに、紙とは異なり電磁的記録という一定の技術的事項を要するものであることを踏まえ、「確実」性を求めることとしている。さらに、措置の内容を「技術的措置」に限定することで、例えば、事故が発生した場合に補償するといった合意では足りず、あくまでも特定情報処理システムの性能として一定の技術的水準が求められるものであることを明確化している。

そして、そのような「必要な技術的措置」の具体的内容については、今後の技術の進展や国際的な動向を踏まえて機動的に対応することができるようにするために法務省令に委任することとし、法務省令において、①電子船荷証券記録としての効力を有する電磁的記録を識別することができる措置や、②電子船荷証券記録に記録された情報（通

<sup>2</sup> 法制審議会第200回会議（令6.9.9）資料1「商法（船荷証券等関係）等の改正に関する要綱」

信、保存及び表示の通常の過程において生ずる変更又は消去に係る情報を除く。)が変更され、又は消去された場合には、その履歴を記録し、又は保存する措置を定めることを想定している<sup>3</sup>。

#### (ウ) 電子船荷証券記録の支配

「電子船荷証券記録の支配」とは、有体物である紙の船荷証券の占有又は所持に代わる概念として設けられたものであり、特定情報処理システムにおいて、特定の者のみが電子船荷証券記録に記録されている運送品に係る権利を有する者として当該電子船荷証券記録を利用することができる状態にあることをいうものとする。ここでは、実際に当該権利を有するか否かは問題ではなく、特定情報処理システムの中でそのような利用が事実上又は設計上認められているか否かが問題となるのであり、このような定義の仕方であれば、法規範としての「支配」の有無を客観的に判断することが可能であると考えられる。なお、「特定の者のみが」という部分は、「電子船荷証券記録の支配」が排他的であることを明確にすることを企図したものである<sup>4</sup>。

#### (エ) 電子船荷証券記録の提供

「電子船荷証券記録の提供」とは、紙の船荷証券の交付又は引渡しに代わる概念として設けられたものであり、特定情報処理システムにおいて、運送人若しくは船長又は電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者が、その指定する者が当該電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者となるようにするための措置をとることをいうものとする。

#### (オ) 電子裏書

一般的に、裏書(記名式裏書)は、裏書人(権利を譲渡しようとする者)が自己の氏名又は名称を署名又は記名押印するとともに、裏書文句(実務上は省略されるのが通例である。)と併せて譲渡先である被裏書人を証券上で指定する行為をいうと考えられている<sup>5</sup>。要綱では、裏書に代わる概念として「電子裏書」を設け、電子裏書とは、特定情報処理システムにおいて、電子船荷証券記録に当該電子船荷証券記録の提供をする者の氏名又は名称及び当該電子船荷証券記録の提供を受ける者の氏名又は名称を記録し、当該記録が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該記録が当該記録を行った者の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置をとることをいうものとする。

#### (カ) その他の事項

上記(ア)～(オ)は要綱第1部の第1の内容について説明したものであるが、要綱第1部の第2では船荷証券の交付に代わる電子船荷証券記録の提供、第3では電子船荷証券記録の記載事項等、第4では電子船荷証券記録上の権利の譲渡又は質入れ、第5では電子裏書の特例、第6では運送品の引渡請求、第7では電子船荷証券記録に関する商

<sup>3</sup> 法制審議会商法(船荷証券等関係)部会(第15回)(令6.7.24)資料15「商法(船荷証券等関係)等の改正に関する要綱案のたたき台」3～4頁

<sup>4</sup> 前掲注3、5頁

<sup>5</sup> 前掲注3、7頁

法及び民法上の規定の整備、第8では電子船荷証券記録と船荷証券の転換、第9では電子船荷証券記録の提供請求権に関する規定を設ける。また、要綱第2部では、複合運送証券及び倉荷証券に関する規定その他所要の規定を整備することとしている。

## (2) 遺言のデジタル化

### ア 経緯

現行の遺言制度（普通方式、特別方式）は、遺言者の真意に基づくものであることを確保し、遺言の真正を確保する趣旨から厳格な方式を定めているところ、高齢化の進展や単身の高齢者の増加に加え、所有者不明土地問題等の社会課題を解決する観点から遺言の重要性が高まっている等、遺言制度を取り巻く環境にも変化が生じてきたことに鑑み、遺言制度においても、デジタル技術の進展、普及等に応じた遺言の方式を検討する必要がある。

そこで、令和4年6月に閣議決定された規制改革実施計画において、国民がデジタル技術を活用して、現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けること等について、法務省は検討を行うこととされた。

令和6年2月15日、法務大臣から法制審議会に対し、遺言制度の見直しに関する諮問（第125号）が発せられた。これを受け、法制審議会民法（遺言関係）部会が設置され、令和6年4月16日から審議を重ね、令和7年7月15日、中間試案が取りまとめられた。その中間試案に対し、同月29日から9月23日までの間、パブリック・コメントの手続が実施され、その後、17回にわたり審議を重ね、令和8年1月20日、要綱案が取りまとめられた。この要綱案は、令和8年2月12日、法制審議会総会において原案どおり決定され、同日、「要綱」として法務大臣に答申された。以下は、要綱の前提となる中間試案の概要を軸に説明するものである。

### イ 中間試案の概要<sup>6</sup>

中間試案の第1では、普通方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設に関し、甲案から丙案までの3つの案（甲案を甲1案及び甲2案に分けると4つの案）が提示されている。甲案は、遺言の全文等を電磁的記録により作成し、遺言者による全文等の口述を録音等により記録して遺言する方式とする案であり、このうち甲1案は、証人の立会いを要件とする案、甲2案は、証人の立会いを不要とし、これに相当する措置を講ずる案（証人の立会いに代わる技術的な措置を民間事業者の提供するサービスによって担保する案）である。また、乙案は、遺言の全文等を電磁的記録により作成し、公的機関で当該電磁的記録を保管して遺言する方式とする案であり、丙案は、電磁的記録をプリントアウトするなどして遺言の全文等が記載された書面を作成し、公的機関で当該書面を保管して遺言する方式とする案である。

パブリック・コメント後の第13回部会で乙案及び丙案を採用することとし、甲2案は

---

<sup>6</sup> 編集部「民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案」の概要『金融法務事情』No. 2267（2025.10.10）54～59頁

採用しない方向が提案された。乙案と丙案とでは、電磁的記録をもって遺言をするか書面をもって遺言をするかが異なるものの、規律の枠組みは共通であり、ひとつの規律によることが可能と考えられるため、乙案及び丙案を併せた規律とすることを提案している<sup>7</sup>。

中間試案の第2では、自筆証書遺言の方式要件に関し、①自書を要しない範囲及び②押印要件について、第3では、秘密証書遺言の方式要件に関し、①規律の在り方の方向性及び②押印要件について、第4では、特別方式の遺言の方式要件に関し、①作成することができる場面の規律及び②作成方法の規律について、第5では、①遺言能力、②遺言の内容の明確性を確保すること、及び③民法973条（成年被後見人の遺言）について、一定の考え方が提示されている。

図1 遺言制度の見直しに向けた中間試案の概要

背景・経緯		遺言制度の見直しに向けた検討（中間試案）		令和7年7月 法務省民事局
<p><b>【現行制度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 普通方式の遺言           <ul style="list-style-type: none"> <li>・自筆証書遺言 遺言書に遺言の全文等を自書し、署名押印してする遺言 →法務局において遺言書の保管が可能（令和2年7月から）</li> <li>・公正証書遺言 遺言の内容を公証人に伝え、その作成する公正証書によりする遺言</li> <li>・秘密証書遺言 遺言の内容を秘密にして作成・封印する遺言（公証人の関与あり）</li> </ul> </li> <li>○ 特別方式の遺言 普通方式の遺言をすることが困難な事情があるときに作成することができる遺言           <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡危急時遺言 ・一般隔絶地遺言 ・在船者遺言 ・船舶遭難者遺言 など</li> </ul> </li> </ul> <p>▶ 厳格な方式により、遺言者の真意に基づくものであることを確保し、遺言の真正を確保（偽造・変造を防止）する趣旨</p>		<p><b>【遺言制度を取り巻く状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢化の進展や単身の高齢者の増加に加え、所有者不明土地問題等の社会課題を解決する観点から、遺言者の最終意思の実現手段である遺言の重要性が高まっている</li> <li>○ デジタル技術の進展、普及等に応じた遺言の方式を検討する必要がある</li> </ul>		
<p><b>【政府方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民がデジタル技術を活用して、現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けること等について、検討を行い、令和5年度中を目途に一定の結論を得る（規制改革実施計画・令和4年6月閣議決定）</li> <li>○ デジタル社会の進展等を踏まえ、遺言を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点から、遺言制度の見直しに向けた検討を進め、相続登記の更なる促進等を図る（所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針・令和7年6月所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議）</li> <li>○ 身寄りのない高齢者を始めとする方々への支援や総合的な権利擁護支援について検討するとともに（略）遺言制度の見直しを検討する（骨太の方針2025・令和7年6月閣議決定）</li> </ul>		<p><b>【審議の経過】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年2月 法務大臣から法制審議会へ諮問</li> <li>令和6年4月～ 民法（遺言関係）部会における調査審議</li> <li>令和7年7月 中間試案取りまとめ</li> <li>同月～ ハブリック・コメント</li> </ul> <p><b>【参考・公正証書遺言のデジタル化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年改正により、公正証書に係る一連の手のデジタル化が実現（施行日は令和7年10月1日）</li> </ul>		
中間試案の全体像				
<p><b>普通方式における新たな方式の遺言の創設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行の方式に加え、遺言の本文をパソコン、スマートフォン等により作成した電磁的記録又はプリントアウト等した書面による方式を創設</li> <li><b>【甲案】</b> 遺言の本文を電磁的記録により作成し、遺言者による全文等の朗読を録音・録画等により記録して遺言する方式</li> <li><b>【乙案】</b> 遺言の本文を電磁的記録により作成し、公的機関で保管して遺言する方式</li> <li><b>【丙案】</b> 遺言の本文をプリントアウト等した書面により作成し、公的機関で保管して遺言する方式</li> </ul>		<p><b>自筆証書遺言等の方式要件の更なる緩和の検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 押印を<b>【甲案】不要とする案</b>と<b>【乙案】引き続き必要とする案</b>を検討</li> </ul> <p><b>特別方式の遺言に関する見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般隔絶地遺言及び船舶遭難者遺言の<b>適用範囲を明確化</b>等することを検討</li> <li>○ デジタル技術の活用により、死亡危急時遺言等の<b>作成方式の選択肢を増やす</b>方向で検討</li> </ul>		

（出所）法務省ウェブサイト<sup>8</sup>

## ウ 要綱の要旨<sup>9</sup>

上記の検討事項等の審議を経て、結論として、パソコン等を用いて作成した遺言の

<sup>7</sup> 法制審議会民法（遺言関係）部会（第13回）（令7.10.21）資料13、15頁

<sup>8</sup> 法務省民事局「民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案に関する参考資料」（令和7年7月）（<https://www.moj.go.jp/content/001451685.pdf>）（2026.2.16最終アクセス）

<sup>9</sup> 法制審議会第204回会議（令8.2.12）資料1「民法（遺言関係）等の改正に関する要綱案」

データやプリントアウトしたものを法務局に提供し、本人が対面で、又はウェブ会議を利用して遺言の全文を口述する等して、法務局が遺言を保管する方式（保管証書遺言）の創設をする規定を設けることとし、その際、押印要件は廃止することとする。

### （３）成年後見制度の見直し

#### ア 経緯<sup>10</sup>

成年後見制度は、平成11年に従来民法（明治29年法律第89号）の制度であった禁治産及び準禁治産の制度を改正した上、新たに「任意後見契約に関する法律」（平成11年法律第150号）を定めるなどして設けられ、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度であり、「法定後見制度」と「任意後見制度」がある。このうち「法定後見制度」は、判断能力が低下した際、裁判所により後見人等を選任する仕組みであるが、「任意後見制度」は、判断能力があるうちに、本人が任意後見人をあらかじめ選任しておく仕組みである。しかし、両制度は、高齢化の進展、単身高齢者世帯の増加等によりニーズの増加、多様化が見込まれたところ、実際には十分に利用されていないことから、平成28年4月、議員立法である「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）が成立し、同法12条1項に基づき、平成29年3月、成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。対象期間は平成29年度から令和3年度までの5年間。）が閣議決定された。基本計画では、成年後見制度の広報や相談等を各地域で担う体制の整備などの成年後見制度の利用促進に関する施策が定められ、最高裁判所や法務省等の関係省庁が連携して、計画的に取り組むを推進した。令和3年度は基本計画の最終年度であることから、令和3年3月から成年後見制度利用促進専門家会議で第二期基本計画の検討が開始された。第二期基本計画では、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進を目標に、成年後見制度の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実等について取り組むことが要求され、検討を経て、令和3年12月22日、「最終とりまとめ」が公表された。その後、令和4年1月21日から2月18日までパブリック・コメントが実施され、令和4年3月25日、対象期間を令和4年度から8年度までの5年間とする第二期基本計画が閣議決定された。また、令和4年10月に公表された国連障害者権利委員会による日本の審査についての総括所見においても、民法改正に関する勧告がされている。

令和6年2月15日、法務大臣から法制審議会に対し、成年後見制度の見直しに関する諮問（第126号）が発せられた。これを受け、法制審議会民法（成年後見等関係）部会が設置され、令和6年4月9日から審議を重ね、令和7年6月10日、中間試案が取りまとめられ、パブリック・コメントが実施された。その後、最終的な意見集約に向けて審議を重ね、令和8年1月27日、要綱案が取りまとめられた。この要綱案は、令和8年2月

---

<sup>10</sup> 公益社団法人商事法務研究会「成年後見制度の在り方に関する研究会報告書」（令和6年2月）〈<https://www.shojihomu.or.jp/public/library/2237/report0602.pdf>〉、厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」〈<https://www.mhlw.go.jp/content/000917337.pdf>〉（いずれも2026.2.16最終アクセス）

12日、法制審議会総会において原案どおり決定され、同日、「要綱」として法務大臣に答申された。以下は、要綱の前提となる中間試案の概要を軸に説明するものである。

## イ 中間試案<sup>11</sup>の概要

### (ア) 法定後見の開始の要件及び効果等

法定後見の開始の要件及び効果等については、必要性を開始の要件とした上で、開始の際に考慮した必要性がなくなれば終了する案などが検討された。中間試案では、現行の後見・保佐・補助の三類型の開始の要件を基本的に維持しつつ、後見の対象者は保佐・補助も利用できるようにするなどの修正をする案（甲案）、①事理を弁識する能力（以下「事理弁識能力」という。）が不十分である者、②特定の事項について本人を保護する必要性、③原則として本人の同意を要件として、成年後見人等に当該本人に必要な特定の事項について代理権・取消権を（個別に）付与する類型の法定後見を開始する案（乙1案）、乙1案の類型に加え、①事理弁識能力を欠く常況にある者、②本人を保護する必要性を要件として、成年後見人等に一定の権限（現行の成年後見人の包括的な代理権等よりも狭い権限）を付与する類型の法定後見を開始する案（乙2案）が提案された。

### (イ) 法定後見の終了

法定後見の終了については、法定後見の開始において保護する必要性を要件とする場合には、事理弁識能力が回復したときでなくても、保護する必要がなくなったときに法定後見を終了する案（法定後見の開始において保護する必要性を要件としない場合には、事理弁識能力が回復したときに限って法定後見を終了する案）が提案された。

### (ウ) 保護者の選任・解任等

成年後見人等の保護者の選任については、本人のニーズに合った成年後見人等が選任されるために本人の意見を重視すべきことを明確にすることが引き続き検討されることになった。また解任等については、現行法の解任事由（不正な行為、著しい不行跡など）を維持する案（甲案）、現行法の解任事由がない場合であっても、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭に、新たな解任事由を設ける案（乙案）が提案された。

### (エ) その他

上記（ア）～（ウ）は中間試案第1～第3の内容について説明したものであるが、第4では、法定後見制度に関するその他の検討事項として、①法定後見の本人の相手方の催告権、②本人の詐術、③意思表示の受領能力等、④成年被後見人と時効の完成猶予、⑤受任者が法定後見制度を利用したことと委任の終了事由等、⑥成年被後見人の遺言、⑦法定後見の本人の民事訴訟における訴訟能力等、⑧法定後見の本人の人事訴訟における訴訟能力等、⑨手続法上の特別代理人、第5では、任意後見制度における監督に関する検討事項、第6では、任意後見制度と法定後見制度との関係、第7では、任意後見制度に関するその他の検討として任意後見契約の方式等、第8では、その他として成年後見制度に関する家事審判の手続についての検討等が提示されている。

---

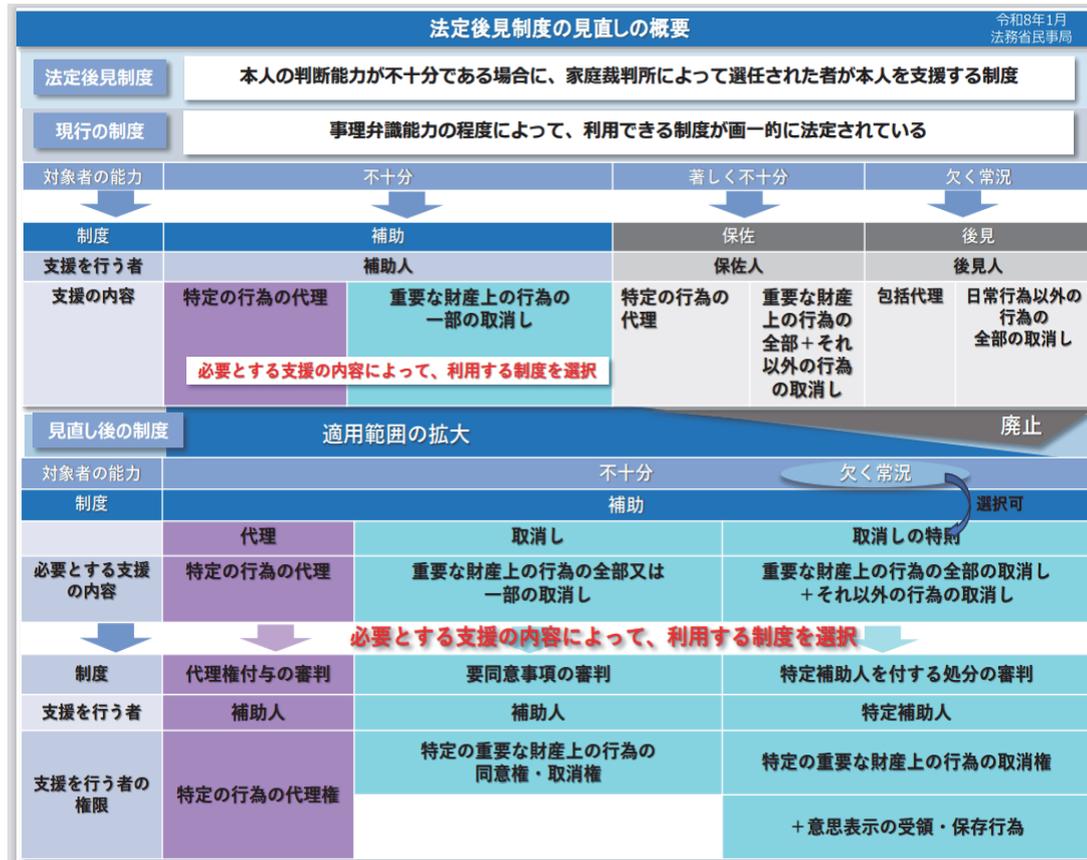
<sup>11</sup> 「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」〈<https://www.moj.go.jp/content/001442067.pdf>〉、法務省民事局「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案に関する参考資料」（令和7年6月）〈<https://www.moj.go.jp/content/001442069.pdf>〉（いずれも2026.2.16最終アクセス）

## ウ 要綱の要旨<sup>12</sup>

上記の検討事項等の審議を経て、結論として、事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている現行の制度を見直し、本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する制度（補助の制度）に一元化し、後見・保佐の制度を廃止することとする。その上で、事理弁識能力を欠く常況にある者は、法定の重要な財産上の行為の取消権の制度（特定補助の制度）を選択することが可能となる規定を設ける。

法定後見の終了については、事理弁識能力が回復しない限り利用をやめることができない現行の制度を見直し、利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することが可能とする規定を設ける。また一度後見人等が選任されると交代が困難である等ニーズに合った保護を受けることができなかった現行の制度を見直し、補助人等の選任時に本人の意思を尊重し、本人の意向の把握を義務化することや本人の利益のため特に必要があるときに補助人を解任することが可能となる等の規定を設ける。

図2 法定後見制度の見直しの概要



(出所) 法務省ウェブサイト<sup>13</sup>

<sup>12</sup> 法制審議会第204回会議(令8.2.12)資料2「民法(成年後見等関係)等の改正に関する要綱案」

<sup>13</sup> 法制審議会民法(成年後見等関係)部会(第33回)(令8.1.27)資料 その他「法定後見制度見直しの概要(再掲)」

### 3. 刑事法制に関する課題

#### (1) 危険運転処罰法の見直し

##### ア 経緯

「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」（平成25年法律第86号。以下「処罰法」という。）は、自動車の運転による死傷事案全般に対する罰則を定めたもので、平成26年5月20日から施行されている。これにより、それまで刑法に規定されていた危険運転致死傷罪が処罰法に移され、通行禁止道路の進行による死傷事故の類型が危険運転致死傷罪に追加された。また、アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転し、人を死傷させた行為、ひき逃げの後の酔い覚ましなどアルコール又は薬物の影響が発覚することを免れる行為をした場合を処罰する規定や無免許運転による刑の加重を可能とする規定も設けられた。あわせて、過失運転致死傷罪が刑法から処罰法に移された。

その後、令和2年の改正では、いわゆる「あおり運転」等の悪質・危険な運転行為を原因とする死傷事案が発生したことを契機として、「あおり運転」への対応が強化された。これは、処罰法2条4号において、「人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為」と規定されているところ、加害者車両が「重大な交通の危険を生じさせる速度」で走行して「著しく接近」することが要件とされているため、通行妨害目的で、走行中の被害者車両の前方に進入して自車を停止し、被害者車両が追突するなどして人が死傷したとしても、「著しく接近」したときの加害者車両の速度が「重大な交通の危険を生じさせる速度」との要件を満たさなければ、同号の適用は困難と指摘されていた<sup>14</sup>問題点に対応するための改正をしたものである。これにより、車の通行を妨害する目的で、走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。）の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為（2条5号）及び高速自動車国道又は自動車専用道路において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行（自動車が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。）をさせる行為（2条6号）が処罰の対象に加えられた。

##### イ 法制審議会への諮問

このように、自動車運転による死傷事犯に係る罰則については、累次にわたって法改正が行われてきたところであるが、近時、危険性・悪質性の高い運転行為が多発し、各死傷事犯に適切に対処することができていないのではないかという観点から、法務省は、令和6年2月から、交通事犯被害当事者、刑事法研究者及び実務家を構成員とする「自動車運転による死傷事犯に係る罰則に関する検討会」を開催し、危険運転致死傷罪の構成要件の見直しなど様々な論点について議論を行い、同年11月、危険運転致死傷罪におけ

<sup>14</sup> 松原芳博「あおり運転裁判からみる罪刑法定主義」『法学セミナー』第772号（令元.5）51頁など

る飲酒類型及び高速度類型につき数値基準を規定すること等を内容とする報告書を取りまとめた。

同報告書を踏まえ、令和7年2月10日、法務大臣から法制審議会に対し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部改正に関する諮問（第128号）が発せられた。これを受け、法制審議会刑事法（危険運転による死傷事犯関係）部会が設置され、令和7年3月31日から8回にわたり審議を重ね、令和7年12月25日、要綱案が取りまとめられた。この要綱案は、令和8年2月12日、法制審議会総会において原案どおり決定され、同日、「要綱」として法務大臣に答申された。

#### ウ 要綱の概要<sup>15</sup>

危険運転致死傷の適用対象とする数値基準案は、速度については、道路交通法22条1項の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度（以下「最高速度」という。）が60キロメートル毎時を超える場合は、最高速度を60キロメートル毎時超える速度、最高速度が60キロメートル毎時以下である場合は、最高速度を50キロメートル毎時超える速度とする。これにより、最高速度100キロの高速道路では時速160キロ超、最高速度60キロの一般道では時速110キロ超の場合に危険運転致死傷罪が適用されることとなる。

アルコールについても、アルコール影響正常運転困難状態とされる身体に血液1ミリリットルにつき1.0ミリグラム又は呼気1リットルにつき0.5ミリグラム以上にアルコールを保有する状態で自動車を走行させる行為が一律に危険運転致死傷罪の適用対象となることが明確化された。

また、数値基準を下回っても適用する余地を残すため、速度については「その他道路及び交通の状況に応じて重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度」との要件を新たに明記している。なお、殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることにより、その進行を制御することが困難な状態にさせる、いわゆるドリフト走行も処罰対象とする。

## （2）再審制度の見直し

### ア 経緯

再審制度は、確定判決の事実誤認を是正し、誤って有罪判決を言い渡された者の救済を図るための事後的な非常救済手続である<sup>16</sup>（刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）「第4編 再審」435条～453条）。この点、大陸法由来の旧刑訴法は、職権主義を基調とし、無罪の人に誤って有罪判決が下された場合の「利益再審」だけでなく、真犯人に誤って無罪判決が下された場合の「不利益再審」も認めていた。戦後、当事者主義を基調とする英米法型の現行刑訴法が制定されたが、上訴、再審の規定はほぼ旧法のまま残された。しかし、現行法は、不利益再審を廃止して（憲法39条の「二重の危険の禁止」参照）、利

<sup>15</sup> 法制審議会第204回会議（令8.2.12）資料3「要綱（骨子）」

<sup>16</sup> 加藤克佳「刑事再審をめぐる問題状況」『刑事法ジャーナル』No.66（2020.11）46頁

益再審のみを認めた<sup>17</sup>(435条)。再審手続は、再審理由の有無を判断して再審を許すかどうかを決定する手続（再審請求手続）と確定した再審開始決定に基づいて新たに事件について審判し判決する手続（再審公判手続）とに区別される。再審は従来ほとんど行われていなかったが、21世紀に入って再審実務に新たな動きが生じ、近年再び、再審に大きな社会的注目が集まっている。国会では、令和7年5月、超党派の「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」総会で、再審請求審における検察官保釈命の開示命令、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止、原審等に関与した裁判官の除斥及び忌避等を刑訴法に盛り込むことを内容とする要綱が取りまとめられた。

第217回国会の同年6月18日、上記議員連盟で取りまとめられた要綱と同内容の「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」（平岡秀夫君外19名提出、衆法第61号）（提出会派：立憲、国民、れ新、共産、参政）が衆議院に提出され、継続審議になっていた<sup>18</sup>が、令和8年1月23日、衆議院が解散されたことに伴い、同法律案は廃案となった。

#### イ 法制審議会への諮問

また、令和7年3月28日、法務大臣から法制審議会に対し、刑事再審手続の在り方に関する諮問（第129号）が発せられた。これを受け、法制審議会刑事法（再審関係）部会が設置され、令和7年4月21日から18回にわたり審議を重ね、令和8年2月2日、要綱（骨子）案が取りまとめられた。この要綱（骨子）案は、令和8年2月12日、法制審議会総会において原案どおり決定され、同日、「要綱」として法務大臣に答申された。

#### ウ 要綱の概略<sup>19</sup>

再審請求審における証拠の提出命令等、再審請求審・再審公判における裁判官の除斥、再審の請求についての調査手続・審判手続等、刑の執行停止時期の明確化と死刑確定者の拘置の停止、再審の請求に係る決定に対する即時抗告等の提起期間の延長、再審請求手続に関する費用補償等の規定を設ける。なお、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止に関する規定は設けない。

## 4. その他

2及び3で紹介したもの以外については、「出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案」の提出が見込まれている。本法律案は、我が国における出入国管理の現状等に鑑み、厳格な出入国管理を実現し、併せて上陸審査の手続の一層の円滑化を図るため、査証を必要としないこととされている外国人で本邦に短期間滞在して観光等の活動を行おうとするものについて、認証（J E S T A（電子渡航認証制度）<sup>20</sup>）を受けたことを

<sup>17</sup> 加藤克佳「再審法制」『法学教室』No. 519(2023) 38頁

<sup>18</sup> 衆議院調査局「各委員会所管事項の動向-第219回国会（臨時会）における課題等-」（令7.10）30頁

<sup>19</sup> 法制審議会第204回会議（令8.2.12）資料4「諮問第129号に対する答申案」

<sup>20</sup> J E S T Aは、来日を希望する外国人（観光などを目的として短期滞在をしようとする査証免除国・地域の者等を想定）について、渡航前に、出入国在留管理庁に渡航目的や滞在先等の情報を提供させ、事前にチェッ

上陸のための条件とするとともに、当該認証を受けた場合には上陸許可の証印に代わる措置を可能とする制度の創設等を行うほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を推進するため、在留資格の変更の許可等に係る手数料の額の上限額を引き上げる等の措置を講ずるものである。

**【参考文献】**

日本加除出版株式会社「家庭の法と裁判」『「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」の取りまとめについて』No. 57(2025. 8)88～114頁

(みつやす ようこ)

---

クを行い、問題がない者であることを認証するものである（出入国在留管理政策懇談会 報告書「今後の出入国在留管理行政の在り方」（令和7年12月）3頁）。